

公 示 公 告

令和元年10月29日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

- 1 件名
ゲート式金属探知機（据置型）の購入
- 2 調達内容，引渡期限及び引渡場所
別添「仕様書」のとおり
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所
別添「見積り合せ要領」のとおり

見積り合せ要領

件 名：ゲート式金属探知機（据置型）の購入

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が令和元年10月29日に公示公告した「ゲート式金属探知機（据置型）（以下「物品」という。）の購入」に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

なお、見積り合せに参加できる者は、最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていない者に限ります。

2 見積り合せに付する事項

(1) 件名

ゲート式金属探知機（据置型）の購入

(2) 内容、引渡期限及び引渡場所

仕様書のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

令和元年11月22日（金）（郵送又はファクシミリによる提出可）

※ファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係

3 参加者は、上記2(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額（税率は10パーセント）を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

4 見積書の提出期限（2(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

5 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者としてします。

(2) 同額の見積書を提出した者が2人以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者としてします。

(3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2人以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

6 供給物審査

- (1) 納入する供給物が本仕様を満たすことの確認のため、別添仕様書の参考規格に定める物品以外のものを供給する場合は、「供給物審査願」（表紙を除き、書式は任意）を提出するものとします（別紙様式）。ただし、参考規格に定める物品を供給する場合は提出不要です。
- (2) 供給物審査願に関して説明を求められた場合には、提出者の負担において完全な説明をしなければなりません。
- (3) 提出期限
令和元年 11 月 8 日（金）午後 5 時
- (4) 供給物審査願の提出者は、審査結果について、令和元年 11 月 15 日（金）から見積書提出期限までの間に最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係に問い合わせることができます。

7 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。
なお、照会は書面によることとします。

- (1) 受付窓口
〒102-8651 東京都千代田区隼町 4 番 2 号
最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係（担当：松上）
電 話 03-3264-5863（ダイヤルイン）
FAX 03-3234-0923
（FAXによる場合は、事前に電話連絡をお願いします。）
- (2) 受付時間
午前 9 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで
（裁判所の休日を除く。）
- (3) 照会締切
令和元年 11 月 21 日（木）正午

8 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。

別紙様式

令和 年 月 日提出

最高裁判所 御中

参加者の住所

代表者の氏名及び印（又は署名）

印

供 給 物 審 査 願

下記件名の見積合わせに参加したいので，別添資料により供給物審査願を提出します。

記

- 1 件名
 ゲート式金属探知機（据置型）の購入
- 2 提出資料（別添のとおり）
 供給する物品のメーカー，製品名，同物品が仕様書に求める規格，機能を満たしていることを示す書面（一覧表等）及びカタログ等
 ※物品の製品名や機能等の要求要件について，カタログ等の該当部分にラインマーカを付してください。
- 3 提出内容の問い合わせ先
 連絡担当者の所属部署，氏名及び電話番号（名刺の添付でも可。）

仕 様 書

1 件名

ゲート式金属探知機（据置型）の購入

2 品目（品名）及び数量

ゲート式金属探知機 1 台

3 規格等

別紙のとおり

4 引渡場所

京都地方裁判所（京都市中京区菊屋町（丸太町通柳馬場東入ル））

5 引渡期限

令和 2 年 3 月 1 3 日（金）

6 その他

- (1) 金額は、引渡しまでに要する一切の費用とする。
- (2) 引渡日時については、引渡期限内で双方協議の上、決定する。
- (3) 引渡した物品の瑕疵を原因とする破損等については、引渡しを完了した日から最低 1 年の無償保証を行うこととし、速やかに修理又は交換を行うこと。
- (4) 引渡場所において、修理が必要になった際は、迅速に修理が行える者を引渡作業に従事させること。
- (5) その他詳細については、最高裁判所の係官の指示に従うか、若しくは打ち合わせを行うものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項及びその他疑義のある場合には、その都度、最高裁判所及び受注者が協議して定めるものとする。

(別紙)

規 格 等

1 規格等

(1) 本体寸法

被検査者に対し，歩行障害を与えないものとし，以下の寸法による。

ア 外形寸法 幅 9 0 0 mm程度×高さ 2, 2 0 0 mm程度×奥行 6 0 0 mm程度

イ 通過口寸法 幅 7 5 0 mm程度×高さ 2, 0 0 0 mm程度

ウ 重量 7 0 kg程度

エ 本体を 3 つ以上の部分に分解することが可能で，少なくとも側面板部分と上部のコントロール部分を分けられる構造になっていること。

(2) 警報表示

ア 通過する銃刀類等に対し，警報音を発するとともに，反応部位を点灯表示するもの。

イ 警報音は，音量が 8 段階以上に設定可能であること。

ウ 点灯表示は，反応部位に対応して，6 段階以上の反応位置の表示が可能であること。

(3) 検知能力

ア 鉄製及び非鉄金属製の銃刀類等が，0. 2 m/秒から 2. 0 m/秒程度までの速度でゲートを通過したとき，銃刀類等の位置及び角度にかかわらず，安定した検出の能力を有し，任意に感度設定が可能であること。

イ 銃刀類等が通過したときに，地面と垂直方向に 6 段階以上に分けて反応部位を検知できること。ただし，金属製眼鏡，金属製筆記具，ライター，財布（硬貨 5 枚程度入りのもの），金属製バックル付きベルト，キーホルダー（鍵 3 本程度付きのもの）を身に付けた状態を検知しづらい設定ができること。

(4) 感度安定性

他の検査装置及び温湿度等の外部環境の変化による感度変化及び誤警報を発することがなく，感度の自動補正機能を有すること。

(5) 環境温湿度

摂氏 0℃から 5 0℃までの気温，0%から 9 5%までの湿度の環境で使用可能であること。

(6) 設置調整等

引渡場所において，裁判所係官の指示に従い，引渡機器の設置，調整及び取扱説明を行うこと。

(7) 取扱説明

機器本体 1 台につき，日本語の取扱説明書，図又は写真を用いた組立・分解説明書各 2 部を添付すること。

(8) 電源

AC 1 0 0 V，5 0 / 6 0 H z で使用可能であること。

(9) その他

ア 特殊な技術を用いることなく，１０分以内の短時間で，容易に分解，組み立てができること。

イ 磁場強度については，心臓ペースメーカー等の医療機器，通信機器，情報端末機器，磁気テープ及びフィルム等に影響を与えない製品であること。

2 参考規格品（例示品）

- (1) ギヤレット社製 PD6500i
- (2) チェア社製 HI-PE Plus
- (3) アストロフィジックス社製 WT2000